

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 1 年度
変更年月	令和 8 年 4 月
計画主体	大阪府柏原市

柏原市鳥獣被害防止計画(変更)

〈連絡先〉

担 当 部 署 名
所 在 地
電 話 番 号
F A X 番 号
メールアドレス

市民部産業振興課
〒582-8555 柏原市安堂町 1 番 55 号
0 7 2 - 9 7 2 - 1 5 0 1
0 7 2 - 9 7 1 - 2 5 3 0
sangyo@city.kashiwara.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、カラス、アライグマ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	大阪府柏原市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和7年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	ぶどう・みかん・水稻・野菜等	被害面積 17 a
		被害金額 1,992 千円
カラス	ぶどう・みかん等果樹・水稻	被害面積 20 a
		被害金額 2,394 千円
アライグマ	ぶどう・みかん・野菜等	被害面積 81 a
		被害金額 10,810 千円

(2) 被害の傾向

近年、柏原市内における有害鳥獣による被害は多様化・深刻化の傾向にある。鳥類では、年間を通じてカラスによる農作物の食害が常態化している。獣類では、イノシシの中山間地域等における生息分布域の拡大や個体数増加に伴い、農業被害が年々深刻化しているほか、人里や人家周辺への出没が顕著となっている。なお、令和7年度以降は、豚熱（CSF）の感染拡大の影響とみられる出没数の減少も目立っている。 さらに、近年はアライグマによる農作物被害や住宅地への出没も増加傾向にあり、生活環境被害への懸念も高まっている。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（7年度）	目標値（10年度）
イノシシ被害面積※	17 a	54.8 a
イノシシ被害金額※	1,992 千円	3,531 千円
カラス被害面積	20 a	19.0 a
カラス被害金額	2,394 千円	2,274 千円
アライグマ被害面積	81 a	76.9 a

アライグマ被害金額	10,810千円	10,269千円
-----------	----------	----------

※イノシシ被害面積・金額ともに豚熱の影響で現状値が低くなっているが、再び増加することが予想されるため、目標値は前々計画と同値とする

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・大阪府猟友会柏原支部と委託契約を交わし、有害捕獲（イノシシ・カラス）を実施。 ・アライグマ捕獲檻の貸出。（処分は大阪府猟友会柏原支部に委託）	猟友会の会員への負担増や高齢化などにより捕獲の担い手不足が深刻化している。 一方で、野生鳥獣による農作物への被害が増大しており、捕獲のみでは被害の抑制は困難である。 また、イノシシ・アライグマの人間への警戒心の低下から、人家周辺への出没が常態化しつつあり、人的被害が懸念される。
防護柵の設置等に関する取組	大阪中河内農業協同組合と連携した侵入防護柵の設置。	補助事業導入前から個々の農家による自己防衛策として電気柵等の侵入防護柵が設置されているが、個別柵の設置による対策だけでなく集団での取組が必要である。
生息環境管理その他の取組	営農地周辺の遊休農地や耕作放棄地の草刈り。	遊休化した農地が増えており、適正な管理や利用の検討も必要である。

(5) 今後の取組方針

柏原市有害鳥獣被害対策協議会として、大阪府関係機関、大阪府猟友会柏原支部及び地元農家との連携を強化し、捕獲檻の設置の推進ならびに電気柵等侵入防護柵の設置推進等により被害の軽減目標に向け総合的な取り組みを行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

大阪府猟友会柏原支部を中心とした既存の体制により捕獲事業を継続するとともに、箱わな等の狩猟免許資格取得の講習会等参加希望者への助成等を実施し、免許取得者数を増やし適正な実行に取り組む。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ カラス アライグマ	・ 猟友会との連携を強化する。 ・ 国、大阪府が実施する鳥獣被害防止総合対策事業を活用し、捕獲檻を購入し、被害発生地域に設置するほか、合わせて緊急捕獲事業も活用することで、捕獲頭数の増加を図る。 ・ 保険への加入等、捕獲に従事する者がより活動しやすい環境を整備する ・ 大阪中河内農業協同組合と連携して侵入防止柵の整備等を行う。
令和9年度	イノシシ カラス アライグマ	・ 猟友会との連携を強化する。 ・ 国、大阪府が実施する鳥獣被害防止総合対策事業を活用し、捕獲檻を購入し、被害発生地域に設置するほか、合わせて緊急捕獲事業も活用することで、捕獲頭数の増加を図る。 ・ 保険への加入等、捕獲に従事する者がより活動しやすい環境を整備する ・ 大阪中河内農業協同組合と連携して侵入防止柵の整備等を行う。
令和10年度	イノシシ カラス アライグマ	・ 猟友会との連携を強化する。 ・ 国、大阪府が実施する鳥獣被害防止総合対策事業を活用し、捕獲檻を購入し、被害発生地域に設置するほか、合わせて緊急捕獲事業も活用することで、捕獲頭数の増加を図る。 ・ 保険への加入等、捕獲に従事する者がより活動しやすい環境を整備する ・ 大阪中河内農業協同組合と連携して侵入防止柵の整備等を行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
農作物への被害防止を目的に、近年の捕獲実績を上回るイノシシ 350 頭、カラス 400 羽、アライグマ 150 頭を目標とし、捕獲を行う。

イノシシの捕獲実績は令和５年度 78 頭、６年度 96 頭、７年度 53 頭。カラスの捕獲実績は５年度 196 羽、６年度 167 羽、７年度 202 羽。アライグマの捕獲実績は５年度 45 頭、６年度 115 頭、７年度 75 頭。年度によりばらつきがあるため、最大の捕獲数を基準に、一定の増加も見込み、捕獲計画数を設定した。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和８年度	令和９年度	令和１０年度
イノシシ	３５０	３５０	３５０
カラス	４００	４００	４００
アライグマ	１３０	１５０	１５０

捕獲等の取組内容
イノシシ・カラスについては、市内全域で年間を通じ地元農家と猟友会が連携協力して箱わな等により捕獲並びに管理、巡視を行う。 アライグマについては、市内全域で年間を通じ捕獲器を農家に貸出し、猟友会・市の指導のもと捕獲を実施していただく。 捕獲檻や捕獲器などの箱わなは、必要数の確保に努める。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
柏原市（平成 19 年 4 月権限委譲済）	狩猟鳥獣及びダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、カワラバト、ニホンザル、イタチ（メス）、チョウセンイタチ（メス）

４．防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和８年度	令和９年度	令和１０年度

イノシシ アライグマ	侵入防護柵の設置 (総延長: 2 km)	侵入防護柵の設置 (総延長: 2 km)	侵入防護柵の設置 (総延長: 2 km)
---------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	現在設置されている侵入防護柵等について、点検・修繕等を行い、適正な維持管理の促進を図る。	現在設置されている侵入防護柵等について、点検・修繕等を行い、適正な維持管理の促進を図る。	現在設置されている侵入防護柵等について、点検・修繕等を行い、適正な維持管理の促進を図る。
アライグマ			
カラス	捕獲用檻とおとりカラスによる誘引に加え、定期的な撒き餌の交換により誘引効果を高め、捕獲数の増加を目指す。	捕獲用檻とおとりカラスによる誘引に加え、定期的な撒き餌の交換により誘引効果を高め、捕獲数の増加を目指す。	捕獲用檻とおとりカラスによる誘引に加え、定期的な撒き餌の交換により誘引効果を高め、捕獲数の増加を目指す。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ アライグマ カラス	遊休農地や耕作放棄地に対して草刈り等を行うとともに、緩衝帯の整備に努める。 農業委員会、農業協同組合と共同して、実行組合長、果樹振興会等の農業関係団体に対して、有害鳥獣捕獲に対しての啓発を行うとともに、被害防止対策研修会などを開催する。
令和9年度		
令和10年度		

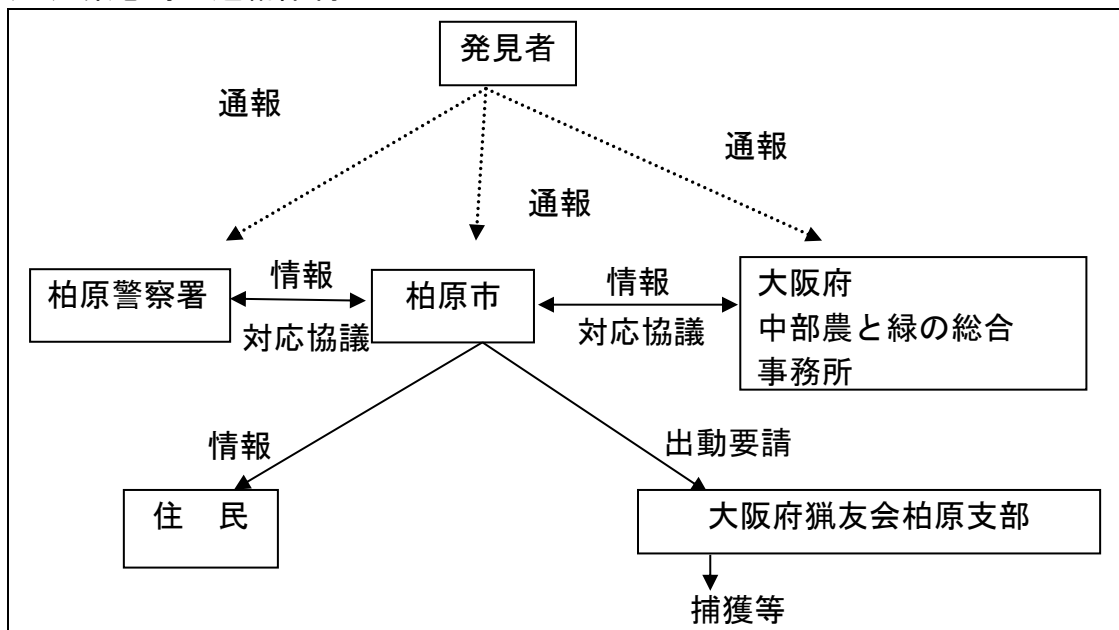
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
大阪府猟友会柏原支部	・対象鳥獣の捕獲等に関すること

柏原警察署	・ 安全確保に関すること
大阪府中部農と緑の総合事務所	・ 被害対策に係る助言・指導に関すること
柏原市	・ 対処全般に関すること

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣の処理については、焼却による処分を継続して実施する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の取組

--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	柏原市有害鳥獣被害対策協議会	
構成機関の名称	役割	
大阪中河内農業協同組合柏原営農センター	センター長	対策計画の取りまとめ
大阪府猟友会柏原支部	支部長	有害捕獲に関すること
大阪府中部農と緑の総合事務所		対策に関する助言・指導
柏原市	産業振興課長	対策に関する助言、事務局

(2) 関係機関に関する事項

同上

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

大阪府猟友会柏原支部による捕獲体制を強化するとともに、新たな捕獲実施隊の整備に向けて検討していく。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

近隣市町村の鳥獣被害防止対策協議会等との情報交換等、連携を行い、効率的かつ効果的な被害防止対策を推進する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害軽減の有効性を確保するためには、防護・捕獲・地域の環境整備を基本とした対策が必要である。 また、集落・地域をあげて取り組む体制を推進する必要がある。
